

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「一時保護時の司法審査に関する実務者作業チーム」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/Judicial-Review-Working-Team-on-Temporary-Protection>) からご覧いただけます。

第4回一時保護時の司法審査に関する実務者作業チーム

○日時 令和5年12月20日(水) 17:00～19:00

○場所 オンライン開催

○出席者 (50音順、敬称略)

構成員

石綿 はる美

大浦 俊哉

大久保 法彦

河島 貴子

佐藤 康憲

中村 みどり

橋本 和明

橋本 佳子

浜田 真樹

薬師寺 順子

吉田 恒雄

オブザーバー

向井宣人(最高裁判所事務総局家庭局 第二課長)

齊藤恒久(法務省民事局 参事官)

事務局

吉住啓作(こども家庭庁支援局長)

野村知司(大臣官房審議官(子ども家庭、少子化、児童虐待防止担当))

河村のり子(こども家庭庁支援局虐待防止対策課長)

○議題

- (1) 一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル(案)について
- (2) 一時保護時の司法審査に係る試行運用(案)について

○議事要旨

- 事務局から資料の説明を行った後、出席者による意見交換を行った。主な意見は以下

のとおり。

【議事1について】

(マニュアル(案)第2章3(2)について)

- ・ 必要な一時保護を躊躇なく行うことは重要であるとしつつも、親権者等の心情にも配慮して一時保護を運用するというのは、結局のところ、児童相談所としてどうすればよいか不明確である。
- ・ 親権者等の心情を押し量り、丁寧な説明等を行うことが重要なのではないか。

(一時保護の開始日について)

- ・ 一時保護の開始日については、児童や親権者等が制約を受けるのがいつかという点が判断の基準になるのではないか。
- ・ 一時保護の開始日についての考え方は、一時保護とは何かということに影響するものであると思う。
- ・ 一時保護の解除日については、どのように考えておくべきか。
- ・ 児童相談所において一時保護の決定をしたが、受入先が見つからないなどの理由から児童を受入先に移動させるまでに時間を要したような場合には、一時保護の開始日はいつとなるか。

(その他について)

- ・ 外国人の児童や親権者等の意見等について、外国語で提出された場合は、児童相談所でどのように翻訳すべきか。
- ・ 再度の一時保護状の請求について、前回の請求から事情の変更があったこと等は総括書面に記載するのか、検討すべきである。

【議事2について】

- ・ 全国の様々な地域から、試行運用の対象自治体を決定するようにすべきである。
- ・ 実際にやってみるということが重要であると思う。試行運用中に、自治体から中間報告をしてもらえると一層よいのではないか。
- ・ タイムスタディや調査票の作成等に関する自治体の負担については一定配慮してもらいたい。
- ・ 総括書面等の書面作成能力について全国的にボトムアップを図らなければならないと感じる。国にバックアップをしてもらいたい。
- ・ 児童や親権者等の意見等の確認の仕方等について、試行状況を踏まえて検討をしていくとよいのではないか。

- 議事1については、座長一任とし、事務局において事務的修正等を行った上で、マニュアル(案)として公表することとなった。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「一時保護時の司法審査に関する実務者作業チーム」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/Judicial-Review-Working-Team-on-Temporary-Protection>) からご覧いただけます。

- 議事2については、本作業チームで議論した進め方をベースとしつつ、事務局において現場の関係者等からも適宜意見を聞き、試行運用に向けた準備を進めることとなった。

以上